

都市再生基本方針 改正の概要

○都市再生特別措置法の一部改正により、「都市の国際競争力・防災機能強化」や「コンパクトで賑わいのあるまちづくり」等、都市の再生を図るための追加措置が講じられることに伴い、現行の都市再生基本方針について、所要の改正を行う。

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

- 1 都市再生の意義及び目標
- 2 大都市における都市再生の意義及び目標

法改正を反映した主な改正部分…赤字箇所

第二 都市再生に関する施策の基本的方針

- 1 都市再生に取り組む基本姿勢
- 2 都市再生に関する施策の基本的方針
- 3 大都市における都市再生に関する施策の基本的方針
 - ・国際的なビジネス環境及び生活環境の整備の推進

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準 その他基本的な事項

- 1 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定基準
- 2 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の進め方
- 3 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における施策の集中的実施
- 4 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の整備に当たっての配慮等
 - ・業務機能・行政機能等の継続の確保に向け、地域特性に応じた効率的・効果的なエネルギー供給ネットワーク等を構築
- 5 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の評価及び指定の見直し等【新設】
 - ・指定後一定期間経過した地域について、評価を行い、適宜、その結果に基づく、指定等の見直しを実施

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

- 1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進
- 2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等
 - ・公園占用の特例や低未利用土地の協定制度等を活用し、賑わい創出と適切な維持管理を実施

第五 立地適正化計画の作成に関する基本的事項

- 1 都市のコンパクト化に向けた包括的なマスタープランの作成
- 2 立地適正化計画において具体的に明らかにされるべき視点等

※その他、骨太方針2016の内容(オリパラ大会を契機としたバリアフリー対策高度化等)等、関係部分を適宜改正している